

盛岡市監査委員告示第 22 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により盛岡市職員措置請求に係る監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

平成 25 年 4 月 30 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
同 藤 尾 善 一
同 佐 藤 敬 三
同 川 村 幸 子

【監査結果】

第 1 請求の受理

本件請求について、所要の形式的要件を具備しているか否かを審査したところ、請求書に一部不備の点が認められたので、これを補正させ、平成 25 年 3 月 19 日受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象部署

建設部を監査対象部局とし、関係書類を調査するとともに、関係職員の事情聴取を行った。

2 監査の期間

平成 25 年 3 月 29 日 から 平成 25 年 4 月 25 日 まで

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 25 年 4 月 4 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。請求人は、本件請求の趣旨を補足する陳述を行った。

4 監査対象事項

措置請求書、事実証明書及び陳述内容から、監査請求の趣旨を次のように解し、監査対象事項とした。

(1) 請求事実

ア 岩手県公安委員会が 1975 年から行った「盛岡市総合交通規制」における交通誘導路線の除雪が不十分である。

イ 市道上ノ橋町 1 号線（以下「本件市道」という。）は、相当以前から盛岡市除排雪計画書で除排雪指定路線に指定されていたにも関わらず、定期的に除雪等が実施されていないが、除雪等の必要性が高い市道として考慮すべきであり、土地の

管理についての問題及び不当に財産の管理を怠る事実該当する。

ウ 除雪という公共事業を、今後、適時適切に実施されることが重要である。

エ 本件市道の除雪作業においては、一方通行入り口において、通行止めや誘導を実施していないことから進入車両の後退等が発生しており、これは、わざわざ作業を遅延させる為の恣意的なものである。

(2) 市の行為の違法性若しくは不当性

市長が、本件市道において定期的に除排雪を実施していないことは、法第 242 条第 1 項の「違法若しくは不当な財産の管理」及び「違法若しくは不当な財産の管理を怠る事実」に該当する。

(3) 措置請求内容

請求人は、法第 242 条第 1 項の規定（当該行為若しくは怠る事実によって市のこうむった損失を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。）に基づき「市長は必要な交通量の調整及び適時適正に除雪を実施すること。」を請求する。

第 3 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、これを却下する。

理由

本件は、措置請求内容から、道路管理についての措置を求めていることは明らかである。そこで、そのことが法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象となるかについて検討する。

当該規定は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為があると認められるとき、又は財務会計上において違法若しくは不当に財産の管理等を怠る事実があると認められるときに、当該行為の防止・是正を図るため、又は当該怠る事実を改めるため、当該普通地方公共団体の住民に対して、監査及び必要な措置を講ずべきことについて請求することを認めたものである。

当該趣旨からすれば、道路管理についての措置を求めることが、住民監査請求の対象と認められるのは、その執行機関又は職員の作為又は不作為により、道路の財産的価値に影響を及ぼす場合に限られ、道路としての機能の維持・発揮に支障が生じないようにするための道路行政上の管理の問題については、住民監査請求の対象とはならないものと解される。

本件請求についてみると、その内容は、市長に対して必要な交通量の調整及び適時適正に除雪を実施するよう必要な措置を求めているものであるが、これはまさに、道

路行政上の管理の問題に当たり、その道路の財産的価値に影響を及ぼすものとは認められないことから、法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象とはならないものと判断した。